

町田市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要領

第1 目的

この要領は、町田市下水道用マンホール蓋デザイン（以下「デザイン」という。）を、公共下水道用マンホール蓋の作成以外の目的で使用する際の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。デザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する理解と関心を高めることを目的とする。

第2 デザインの定義

この要領の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

第3 デザインに関する権利

デザインに関する一切の著作権は、町田市（以下「市」という。）に帰属する。

第4 使用の許可申請

デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町田市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて下水道経営総務課に提出しなければならない。

第5 使用の許可等

町田市長は、第4条の規定により使用許可申請があったときは、その内容を審査し、使用することを適当と認めたときは町田市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可通知書（第2号様式）を、使用することを不適当と認めた時は町田市下水道用マンホール蓋デザイン使用不許可通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

2 町田市長は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

第6 使用期間

デザインの使用期間は、1回の申請につき1年以内とする。

第7 使用料

デザインの使用料は、無料とする。

第8 使用許可の制限

町田市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 市の下水道のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 法令もしくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、町田市長が特に認めたとき

第9 使用上の順守事項

デザインの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可された目的にのみデザインを使用すること
- (2) 当該使用許可に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は転貸しないこと
- (3) 定められた形状を正しく使用し、デザインの部分的な使用や追加、配色の変更をしないこと
- (4) デザインのイメージを損なう使用をしないこと

第10 使用の報告

使用者は、デザインを使用して作成した物品がある場合は、速やかに作成した物品の完成品を1個下水道経営総務課に提出しなければならない。ただし、作成した物品の提出が困難であるときは、その形状等のわかる写真をもって、物品の提出に代えることができる。

第11 許可内容の変更

使用者が、許可を受けた内容を変更しようとするときは、町田市下水道用マンホール蓋デザイン使用内容変更許可申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて下水道経営総務課に提出しなければならない。

2 町田市長は、前項の申請に基づき変更することを適当と認めた時は、町田市下水道用マンホール蓋デザイン使用内容変更許可通知書（第5号様式）を、使用することを不適當と認めた時は町田市下水道用マンホール蓋デザイン使用内容変更不許可通知書（第6号様式）を申請者に交付するものとする。

3 前項の許可の基準については、第8条の規定を準用する。

第12 使用実績の報告

デザインの使用期間満了後は、ただちに町田市下水道用マンホール蓋デザイン使用実績報告書（第7号様式）を下水道経営総務課へ提出しなければならない。

第13 使用許可の取り消し

町田市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可（前条の変更の許可をしたときは、当該変更に係る許可）を取り消すものとする。

(1) 第8条各号のいずれかに該当する事由が判明したとき又は第9条に規定する遵守事項に違反していると認められるとき

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき

2 町田市長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、町田市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可取消通知書（第8号様式）により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物品をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 町田市長は、許可を取り消された者に対してデザインを使用した物品の回収を求めることができる。

第14 責任の制限

前条の規定によりデザインの使用許可を取り消した場合において使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインの使用について使用者と第三者との間に争訟、苦情等が生じたときは、速やかに町田市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の

処理及び解決を図るものとする。

第15 損害賠償等

前条第1項に規定するもののほか、デザインの使用を許可したことについて使用者に損害が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、デザインを使用した物品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、使用者の責任において解決するものとする。
- 3 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

第16 権利設定の禁止等

使用者は、デザインについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

- 2 この要領によるデザインの使用の許可は、使用者が独占してデザインを利用する権利を与えるものではない。
- 3 この要領によるデザインの使用の許可は、使用者又は作成された物品等について市が推奨するものではない。

第17 第三者に対する許可

町田市長は、使用者に係る作成した物品と同一又は類似の物品等について使用者以外の者から町田市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可申請書の提出があったときは、当該申請に対して許可をすることができる。この場合において、使用者は、当該許可について異議を申し出ることにはできない。

第18 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町田市長が定める。



附 則

この要領は、2020年4月1日から施行する。

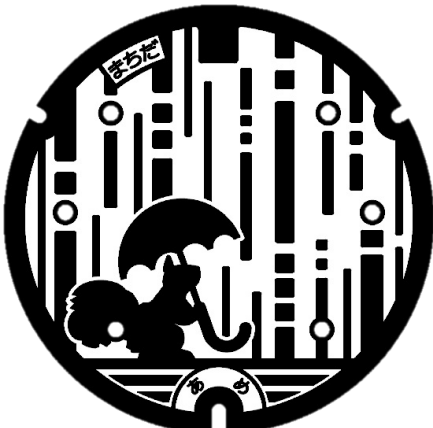

この要領は、2021年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

①汚水マンホール蓋

	カラー	単色
デザイン		
使用色	黒、白、茶、緑、赤、青	黒
色番号 (マンセル値)	黒：N1 白：N9.5 茶：2.5YR3/4 緑：5G3/6 赤：8.75R4.5/12 青：2.5PB4/10	黒：N1

②雨水マンホール蓋デザイン

	カラー	単色
デザイン		
使用色	黒、白	黒
色番号 (マンセル値)	黒：N1 白：N9.5	黒：N1

